

声明 玄海原発3号機MOX使用差止裁判 不当判決は許せない 「原発のない社会」の実現を決してあきらめない！

本日、佐賀地方裁判所は「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求事件」において、原告住民の訴えを棄却する判決を下した。

判決はMOX燃料とウラン燃料とで挙動に差異があることを認めなかった。

使用済MOXについて法規を順守しその保管場所及び処分方法を明確にすべきこと、超長期に渡るサイト内保管の問題を認めなかった。

4年半にわたった裁判の中で、ラウンドテーブル方式での9時間に及んだ弁論準備会合や5時間にわたる証人尋問の場が持たれ、科学的に突っ込んだやりとりがあったにもかかわらず、MOX燃料とウラン燃料の挙動の差異が存在することもギャップ再開の可能性も認められなかったことは到底納得できず、この不当判決を断じて許すことはできない。

高浜原発3・4号機に関して原子力規制委員会は「MOX独自の基準は必要ない」とする「考え方」を示したが、佐賀地裁の裁判官はこれに屈したのである。

危険な玄海3号機プルサーマルを止めるために、直ちに控訴して、引き続き闘い抜く決意である。

私たちは、国策である核燃料サイクルがうまくいかず、苦肉の策として始められたプルサーマルの危険性について引き続き追及し、再処理・核燃料サイクル政策に完全に終止符を打たせるべく行動していく。

東京電力福島原発事故の甚大な犠牲の教訓は、「原発事故は二度と起こしてはならない」ということ以外にない。

原発は動き続ける限り放射性廃棄物を増やし、それを未来の世代へと押し付ける。被曝労働者なくして維持できない施設でもある。子どもたちに夢を持てるような社会と、安心して暮らせる地球を渡さねばならない。

私たちは、3.11前から玄海原発3号機プルサーマルの危険性の上に、もしも地震など大災害が重なれば、佐賀全県民のみならず福岡県民500万人及び隣県民の命に取り返しのない被害が及ぶ事を想定し裁判を起し闘ってきた。

今を生きる大人の責務として、裁判闘争を軸に運動の連帯を深め「原発のない社会」を実現することを、私たちは決してあきらめず、すすんでいく。

2015年3月20日
玄海原発3号機MOX燃料使用差止訴訟原告団
団長 石丸初美